

貯金商品概要説明書 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)		(改 正 前)	
商品概要説明書 J A結婚子育て資金贈与専用口座 <u>(令和5年4月1日現在)</u>		商品概要説明書 J A結婚子育て資金贈与専用口座 <u>(令和3年4月1日現在)</u>	
商 品 名	・ J A結婚子育て資金贈与専用口座 ※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。	商 品 名	・ J A結婚子育て資金贈与専用口座 ※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
ご利用いただける方	・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により結婚・子育て資金を受贈した20歳（2022年4月1日からは18歳）以上50歳未満の個人 ・ 贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。	ご利用いただける方	・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により結婚・子育て資金を受贈した20歳（2022年4月1日からは18歳）以上50歳未満の個人 ・ 贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。
期 間 （1）取扱期間 （2）預入期間	・ 2015年4月1日～ <u>2025</u> 年3月31日 ・ 貯金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	期 間 （1）取扱期間 （2）預入期間	・ 2015年4月1日～ <u>2023</u> 年3月31日 ・ 貯金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
(以降省略) 以 上		(以降省略) 以 上	